

衆議院規則第五十六条の三の規定に基づき、別添のとおり、予備的調査要請書を提出する。

令和五年十二月六日

提出者（代表）

森山浩行



衆議院議長 額賀 福志郎 殿

(提出者の続き)

白石 洋一	末松 義規	鈴木 庸介	田嶋 要	堤 かなめ
櫻井 周	重徳 和彦	階 猛	篠原 豪	篠原 孝
神津たけし	近藤 和也	近藤 昭一	佐藤 公治	坂本祐之輔
玄葉光一郎	源馬謙太郎	小宮山泰子	小山 展弘	後藤 祐一
鎌田さゆり	神谷 裕	菅 直人	城井 崇	菊田真紀子
岡田 克也	岡本あき子	奥野総一郎	落合 貴之	金子 恵美
小沢 一郎	大河原まさこ	大島 敦	大西 健介	逢坂 誠二
梅谷 守	枝野 幸男	おおつき紅葉	小川 淳也	小熊 慎司
井坂 信彦	伊藤 俊輔	石川 香織	泉 健太	稲富 修二
安住 淳	阿部 知子	青柳陽一郎	青山 大人	荒井 優

手塚 仁雄	寺田 学	中川 正春	中島 克仁	中谷 一馬
中村喜四郎	長妻 昭	西村智奈美	野田 佳彦	野間 健
馬場 雄基	原口 一博	伴野 豊	福田 昭夫	藤岡 隆雄
太 栄志	本庄 知史	馬淵 澄夫	牧 義夫	道下 大樹
緑川 貴士	森田 俊和	谷田川 元	屋良 朝博	山岡 達丸
山岸 一生	山崎 誠	山田 勝彦	山井 和則	柚木 道義
湯原 俊二	吉川 元	吉田 統彦	吉田はるみ	米山 隆一
笠 浩史	早稲田ゆき	渡辺 周	渡辺 創	

(以上九十名)

予備的調査要請書

一 件名

二〇二五年日本国際博覧会に関する予備的調査要請

二 予備的調査の目的

令和七年に大阪市で開催予定の二〇二五年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の会場建設費について、誘致段階では千二百五十億円だったが、令和二年十二月には千八百五十億円に増額され、令和五年十月には二千三百五十億円に増額することとなった。会場建設費は、国、大阪府・大阪市、経済界の三者が三分の一ずつ負担することとなっていることから、その増額は国民負担の増加となる。また、会場建設費以外にも、国費の支出を伴う大阪・関西万博に関連する事業が多数予定されており、これらに対して、なし崩し的に税金が投入されることにより、更に国民負担が増加することが懸念される。そこで、大阪・関西万博に関する費用の全体像について、今後の議論の材料とするため、予備的調査を行うこととする。

三 予備的調査の具体的内容

(1) 調査対象

- ① 「二〇二五年大阪・関西万博アクションプラン Ver. 4」（国際博覧会推進本部、令和五年六月三十日）（これを改訂する場合は改訂後のアクションプラン）に記載されている施策を推進するための事業
- ② 「二〇二五年に開催される日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関連するインフラ整備計画について」（国際博覧会推進本部、令和三年八月二十七日）に記載されている事業
- ③ ①又は②に掲げるもののほか、「二〇二五年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について」（令和二年十二月二十一日閣議決定）を実施するための施策を推進するための事業
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(平成三十一年法律第十八号)に基づき行われる事業

(2) 調査項目

- ① (1)①から④までに掲げる各事業の名称、内容及び所管する国の行政機関の名称
- ② (1)①から④までに掲げる各事業(施策の推進の費用を内数として計上している事業(以下「内数計上事業」という。))については、その内数の具体的金額が見込めるものに限る。)に要する費用として政府が見込んでいる額及び国の予算額(令和五年度までの累計予算額、令和六年度予算案の額及びこれらの額以外に今後見込まれる額をいい、内数計上事業については、その内数として見込める具体的な金額をいう。)
- ③ ②の全事業に要する費用として政府が見込んでいる総額及びそのうち国の負担額(内数計上事業については、その内数として見込める額とする。)
- ④ 内数計上事業のうち、その内数の具体的金額が見込めない各事業の予算額(令和五年度までの累計予算額及び令和六年度予算案の額をいう。)及びその総額

四 その他

本要請書は、内閣委員会に送付されたい。